

☆知って得する情報(第13回)

～ ジュニア NISA ～

*ポイント

対象は19歳以下親権者が運用し教育資金の一助に！！

二年前にスタートした少額投資非課税制度（NISA）は、今年から年間の投資額が100万円から120万円へとアップしました。さらに、4月には未成年者を対象にした「ジュニア NISA」が始まり、1月から金融機関で口座開設の申し込みを受付けています。NISA 専用口座で購入した株式や投資信託などは、そこから生じる分配金や配当、売却益にかかる税金が最長5年間、非課税になります。現行のNISAは日本に住む20歳以上の人が利用できますが、ジュニア NISA の口座を開設できるのは今年1月1日時点で19歳以下の人に限りです。

口座名義は子供ですが、実際に資金を入れ運用するのは親権者が行えます。親や祖父母などが子や孫の教育資金作りのために利用することが想定されています。基本的な仕組みや対象となる投資商品はNISA とほぼ同じですが、異なる点もあります。

ジュニア NISA の投資額は毎年80万円まで、5年間で最大400万円。20歳まで非課税で保有できますが、運用中の収益は払い出し制限付き課税口座で管理され、元本・収益の払い出しができるのは3月末時点で18歳である年の1月1日以降です。そのため、高校3年の1月以降に引出し、大学費用などの充てるのに適しています。教育費はこれまでどおり、積立預金や学資保険を中心に準備し、ジュニア NISA は進学費用の補完として検討されると良いでしょう。

NISA は1年単位で金融機関を変更することも可能ですが、ジュニア NISA はいったん口座を開設すると、金融機関の変更はできません。どんな商品で運用したいのか、売買手数料なども調べて金融機関を選ぶことが大切です。